

建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材
等評価書（機械設備機材）等
利用発注者の皆様へ

令和4年10月31日

全熱交換器②全熱交換ユニット（製造所：三菱電機株式会社中津川製作所）
にかかる評価書効力の一時停止措置の解除について

当協会の材料評価認定を取得した三菱電機株式会社中津川製作所の全熱交換ユニットについて、試験成績書への実測値と異なる数値の記載等が判明したことから、令和4年7月13日付で建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領の第19条の2第4項第六号に定めるところにより、評価書の効力を一時停止したところです。あわせて、三菱電機株式会社に対し現時点における評価対象の品質不適切事案機種種の性能試験の再実施及び品質管理体制の厳格化等再発防止策の取組状況等の報告を求めたところです。今般、三菱電機株式会社から提出された報告関係書類及び三菱電機株式会社の担当者による説明、これらに関する建築材料・機材等評価委員会での審議等を踏まえ、下記3の条件を遵守することを条件に評価書の効力の一時停止措置を解除することとしましたのでお知らせします。

記

1 評価書の効力の一時停止措置の解除年月日 令和4年11月 1日

2 評価書の効力の一時停止措置の解除概要

製造者及び製造所名	対象の設備機材名	対象の評価書番号	評価書有効期限
製造者：三菱電機株式会社 （東京都千代田区丸の内二丁目7番3号） 製造所：中津川製作所 （岐阜県中津川市駒場町1番3号） ISO9001 登録工場	全熱交換器 ②全熱交換ユニット 18シリーズ	評価第 963-08029006 号	令和3年11月1日から令和5年3月31日

3 条件

- ア アフターサービスの体制に遺漏のないこと
- イ 既存の納入機材について、納入先からの問合せや依頼事項が発生した場合は適切に対応するとともに、不具合等が発生した場合には速やかに処置を施し、当協会に直ちに所要の届出をすること。
- ウ 今後、このような不適切行為が発生した場合は、「評価取消し」の措置を講ずることとする。

- エ 品質確保体制の構築等再発防止策の進捗状況等につき、当協会が調査、報告及び説明を求めたときは、速やかに対応すること。
- オ 今回の事案を踏まえて、次期評価申請を希望する場合は「随時評価」として申請を行うこと。
- カ 以上につき社内での周知徹底を図り、再発防止に努めること。

以上

【問い合わせ先】

(一社) 公共建築協会機械設備機材等評価部

山 田

TEL03 (3523) 0384 <10:00~15:00>